

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成27年6月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	8件
厚生年金保険関係	8件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500033 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500015 号

第 1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成 13 年 11 月 1 日から平成 20 年 11 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、平成 13 年 11 月から平成 14 年 3 月までが 20 万円から 36 万円、同年 4 月が 20 万円から 32 万円、同年 5 月が 20 万円から 36 万円、同年 6 月が 20 万円から 34 万円、同年 7 月が 20 万円から 36 万円、同年 8 月が 20 万円から 34 万円、同年 9 月が 20 万円から 26 万円、同年 10 月から平成 15 年 8 月までが 22 万円から 34 万円、同年 9 月から平成 16 年 9 月までが 26 万円から 34 万円、同年 10 月から平成 17 年 8 月までが 26 万円から 36 万円、同年 9 月から平成 18 年 1 月までが 28 万円から 38 万円、同年 2 月から同年 8 月までが 32 万円から 38 万円、同年 9 月から平成 19 年 6 月までが 30 万円から 32 万円、同年 7 月及び同年 8 月が 30 万円から 36 万円、同年 9 月が 34 万円から 36 万円、同年 10 月から平成 20 年 8 月までが 34 万円から 38 万円、同年 9 月及び同年 10 月が 34 万円から 36 万円とすることが必要である。

平成 13 年 11 月から平成 20 年 10 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 13 年 11 月から平成 20 年 10 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 13 年 11 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日まで

私はA社に勤務していたが、年金事務所に記録されている請求期間に係る標準報酬月額が、給与明細書で確認できる支給総額より低い額となっているので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の標準報酬月額の変動について訂正を求めているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書、A社から提出された請求者に係る資料及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（平成20年10月15日受付）により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、請求期間のうち、平成13年11月から平成14年3月までは36万円、同年4月は32万円、同年5月は36万円、同年6月は34万円、同年7月は36万円、同年8月は34万円、同年9月は26万円、同年10月から平成16年9月までは34万円、同年10月から平成17年8月までは36万円、同年9月から平成18年8月までは38万円、同年9月から平成19年6月までは32万円、同年7月から同年9月までは36万円、同年10月から平成20年8月は38万円、同年9月及び同年10月は36万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る報酬月額について、実際に支給した報酬月額より低い標準報酬月額で社会保険事務所（当時）に届出を行ったことを認めていることから、上記給与明細書等により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成20年11月から平成22年3月までの期間については、上記給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500058 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500017 号

第 1 結論

請求期間のうち、請求者の A 社における平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 1 月 1 日までの期間、同年 2 月 1 日から平成 22 年 9 月 1 日までの期間及び平成 23 年 3 月 1 日から平成 24 年 6 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、平成 19 年 11 月及び同年 12 月、平成 20 年 2 月から平成 22 年 8 月まで並びに平成 23 年 3 月から平成 24 年 5 月までの標準報酬月額については、12 万 6,000 円から 13 万 4,000 円とすることが必要である。

平成 19 年 11 月及び同年 12 月、平成 20 年 2 月から平成 22 年 8 月まで並びに平成 23 年 3 月から平成 24 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 11 月及び同年 12 月、平成 20 年 2 月から平成 22 年 8 月まで並びに平成 23 年 3 月から平成 24 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 9 月 21 日から平成 24 年 6 月 1 日まで

私は、A 社で勤務しているが、「ねんきん定期便」によると、平成 19 年 9 月から平成 24 年 5 月までの標準報酬月額が、実際の支給額よりも低い額で記録されているので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間のうち平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 1 月 1 日までの期間、同年 2 月 1 日から平成 22 年 9 月 1 日までの期間及び平成 23 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、請求者が所持している給与明細書及び A 社から提出された賃金台

帳から、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（12万6,000円）を超える報酬月額の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額より低い又は同額の標準報酬月額（13万4,000円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、請求期間のうち、平成23年9月から平成24年5月までの標準報酬月額については、当初、12万6,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成26年7月11日に、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）がA社から年金事務所に提出され、19万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（12万6,000円）と記録されている。

しかしながら、請求期間のうち、平成23年9月1日から平成24年6月1日までの期間については、上記給与明細書及び上記賃金台帳により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（12万6,000円）を超える報酬月額の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額より低い標準報酬月額（13万4,000円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち平成19年11月1日から平成20年1月1日までの期間、同年2月1日から平成22年9月1日までの期間及び平成23年3月1日から平成24年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書及び上記賃金台帳で確認できる厚生年金保険料額から、13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記給与明細書及び上記賃金台帳で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）又は年金事務所に行っていないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所又は年金事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち平成19年9月21日から同年10月1日までの期間については、請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額を確認することができないものの、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届には、報酬月額が128,500

円と記載され、当該額は上記賃金台帳に記載された同年 10 月の総支給額と一致していることから、見込み報酬月額が 128,500 円であったと認められる。したがって、請求期間のうち平成 19 年 9 月 21 日から同年 11 月 1 日までの期間、平成 20 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間及び平成 22 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 1 日までの期間については、上記給与明細書及び上記賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額又は請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額（12 万 6,000 円）と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500050 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500019 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 23 年 4 月の標準報酬月額を 9 万 8,000 円から 18 万円とし、同年 5 月から平成 24 年 5 月までの標準報酬月額を 9 万 8,000 円から 20 万円とする。

平成 23 年 4 月から平成 24 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 4 月から平成 24 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日まで

私は、A 社に B 職の C 業務及び D 業務担当として勤務していたが、同社で厚生年金保険に加入した平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までに於いて、当該期間の標準報酬月額が実際の支給額より低い額で記録されているので、事実上即した標準報酬月額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

事業主から提出された給与明細書（控）から、請求者は、請求期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額 9 万 8,000 円を超える報酬月額（平成 23 年 4 月から同年 6 月までは 20 万円、同年 7 月から平成 24 年 5 月までは 21 万円）の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（平成 23 年 4 月から同年 6 月までは 20 万円、同年 7 月から平成 24 年 5 月までは 22 万円）と同額又は低い標準報酬月額（平成 23 年 4 月は 18 万円、同年 5 月から平成 24 年 5 月までは 20 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険

料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書(控)で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成23年4月は18万円、同年5月から平成24年5月までは20万円とすることが必要である。

なお、請求者に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は標準報酬月額の届出誤りを認めている上、上記給与明細書(控)において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が全て一致していないことから、事業主は、当該給与明細書(控)において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、年金事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500053 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500020 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 24 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 4 月から同年 6 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 16 万円とする。

平成 24 年 4 月から同年 6 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 4 月から同年 6 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 4 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A 社に B 職として勤務していたが、同社で厚生年金保険に加入した平成 24 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までにおいて、当該期間の標準報酬月額が実際の支給額より低い額で記録されているので、事実即した標準報酬月額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間における標準報酬月額については、当初、9 万 8,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 8 月 8 日に、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正）が A 社から年金事務所に提出され、これに基づき、当該期間の標準報酬月額は 22 万円と記録訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 22 万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 9 万 8,000 円と記録されている。

しかしながら、事業主から提出された給与明細書（控）から、請求者は、請求期間において、当初記録されていた標準報酬月額 9 万 8,000 円を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額より低い標準報酬月額 16 万円に見合う厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書(控)で確認できる厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが必要である。

なお、請求者に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は標準報酬月額の届出誤りを認めている上、上記給与明細書(控)において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、当該給与明細書(控)において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500055 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500021 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 7 月 1 日までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 23 年 10 月から平成 24 年 6 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 15 万円とする。

平成 23 年 10 月から平成 24 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 10 月から平成 24 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 7 月 1 日まで

私は、A 社に B 職として勤務していたが、同社で厚生年金保険に加入した平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 7 月 1 日までにおいて、当該期間の標準報酬月額が実際の支給額より低い額で記録されているので、事実即した標準報酬月額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間における標準報酬月額については、当初、9 万 8,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 8 月 8 日に、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正）が A 社から年金事務所に提出され、これに基づき、当該期間の標準報酬月額は 19 万円と記録訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 19 万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 9 万 8,000 円と記録されている。

しかしながら、事業主から提出された給与明細書（控）から、請求者は、請求期間において、当初記録されていた標準報酬月額 9 万 8,000 円を超える報酬月額の支払を

受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額より低い標準報酬月額 15 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書(控)で確認できる厚生年金保険料控除額から、15 万円とすることが必要である。

なお、請求者に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は標準報酬月額の届出誤りを認めている上、上記給与明細書(控)において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が全て一致していないことから、事業主は、当該給与明細書(控)において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、年金事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500051 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500022 号

第 1 結論

請求期間のうち、請求者の A 社における平成 22 年 9 月 1 日から平成 24 年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までの標準報酬月額を 15 万円から 16 万円とし、同年 9 月から平成 24 年 7 月までの標準報酬月額を 11 万 8,000 円から 16 万円とする。

平成 22 年 9 月から平成 24 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 9 月から平成 24 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 3 月 1 日から平成 24 年 8 月 1 日まで

私は、A 社に B 職として勤務していたが、同社で厚生年金保険に加入した平成 22 年 3 月 1 日から平成 24 年 8 月 1 日までに、当該期間の標準報酬月額が実際の支給額より低い額で記録されているので、実際に即した標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間のうち平成 22 年 9 月 1 日から平成 23 年 9 月 1 日までの期間については、請求者が所持する給与明細書及び事業主から提出された給与明細書（控）から、請求者は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額 15 万円を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額より低い標準報酬月額 16 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までの標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、上記給与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までを 16 万円とすることが必要である。

また、オンライン記録によると、請求期間のうち、平成 23 年 9 月から平成 24 年 7 月までの標準報酬月額については、当初、11 万 8,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 9 月 10 日に、当該期間に係る平成 23 年分健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）が A 社から年金事務所に提出され、これに基づき、当該期間の標準報酬月額は 38 万円と記録訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 38 万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 11 万 8,000 円と記録されている。

しかしながら、上記給与明細書等から、請求者は、平成 23 年 9 月から平成 24 年 7 月までにおいて、当初記録されていた標準報酬月額 11 万 8,000 円を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額より低い標準報酬月額 16 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、請求者の標準報酬月額については、厚生年金特例法により、当該給与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、当該期間を 16 万円とすることが必要である。

なお、請求者に係る平成 22 年 9 月から平成 24 年 7 月までの厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は標準報酬月額の届出誤りを認めている上、上記給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、年金事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち平成 22 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、請求者は、当該期間に係る給与明細書等を所持していない上、当時、A 社は法人設立の直後で、同社が C 業務の公的資格を取得する前であったことから事業を行うことができず、請求者の勤務はなかったと回答していることから、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないほか、請求者の当該期間にお

ける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、記録訂正は認められない。

また、請求期間のうち平成22年7月1日から同年9月1日までの期間については、上記給与明細書等により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（16万円）、又は報酬月額（平成22年7月は12万5,895円、同年8月は13万3,682円）に見合う標準報酬月額（平成22年7月は12万6,000円、同年8月は13万4,000円）のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額16万円より低い額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録訂正は認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500052 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500023 号

第 1 結論

請求期間のうち、請求者の A 社における平成 22 年 9 月 1 日から平成 23 年 1 月 1 日までの期間、同年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から平成 24 年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 22 年 9 月から同年 12 月までの期間、平成 23 年 2 月から同年 5 月までの期間、同年 7 月及び同年 8 月の標準報酬月額を 15 万円から 16 万円とし、同年 9 月から平成 24 年 7 月までの標準報酬月額を 11 万 8,000 円から 16 万円とする。

平成 22 年 9 月から同年 12 月までの期間、平成 23 年 2 月から同年 5 月までの期間及び同年 7 月から平成 24 年 7 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 9 月から同年 12 月までの期間、平成 23 年 2 月から同年 5 月までの期間及び同年 7 月から平成 24 年 7 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 3 月 1 日から平成 24 年 8 月 1 日まで

私は、A 社に B 職として勤務していたが、同社で厚生年金保険に加入した平成 22 年 3 月 1 日から平成 24 年 8 月 1 日までに於いて、当該期間の標準報酬月額が実際の支給額より低い額で記録されているので、実際に即した標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間のうち平成 22 年 9 月 1 日から平成 23 年 1 月 1 日までの期間、同年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間につ

いては、事業主から提出された給与明細書（控）から、請求者は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額 15 万円を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額より低い標準報酬月額 16 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成 22 年 9 月から同年 12 月までの期間、平成 23 年 2 月から同年 5 月までの期間、同年 7 月及び同年 8 月に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、上記給与明細書（控）で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 22 年 9 月から同年 12 月までの期間、平成 23 年 2 月から同年 5 月までの期間、同年 7 月及び同年 8 月は 16 万円とすることが必要である。

また、オンライン記録によると、請求期間のうち平成 23 年 9 月から平成 24 年 7 月までの期間の標準報酬月額については、当初、11 万 8,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 9 月 10 日に、当該期間に係る平成 23 年分健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）が A 社から年金事務所に提出され、これに基づき、当該期間の標準報酬月額は 24 万円と記録訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 24 万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 11 万 8,000 円と記録されている。

しかしながら、上記給与明細書（控）から、請求者は、平成 23 年 9 月から平成 24 年 7 月までにおいて、当初記録されていた標準報酬月額 11 万 8,000 円を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額より低い標準報酬月額 16 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、請求者の標準報酬月額については、厚生年金特例法により、当該給与明細書（控）において確認できる厚生年金保険料控除額から、当該期間を 16 万円とすることが必要である。

なお、平成 22 年 9 月から同年 12 月までの期間、平成 23 年 2 月から同年 5 月までの期間及び同年 7 月から平成 24 年 7 月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は標準報酬月額の届出誤りを認めている上、上記給与明細書（控）において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書（控）において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の

標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち平成22年3月1日から同年7月1日までの期間については、請求者は、当該期間に係る給与明細書等を所持していない上、当時、A社は法人設立の直後で、同社がC業務の公的資格を取得する前であったことから事業を行うことができず、請求者の勤務はなかったと回答していることから、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、記録訂正は認められない。

また、請求期間のうち平成22年7月1日から同年9月1日までの期間、平成23年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年6月1日から同年7月1日までの期間については、上記給与明細書(控)により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(16万円)、又は報酬月額(平成22年7月は12万5,895円、同年8月は13万3,682円、平成23年1月は9万750円及び同年6月は14万1,613円)に見合う標準報酬月額(平成22年7月は12万6,000円、同年8月は13万4,000円、平成23年1月は9万8,000円及び同年6月は14万2,000円)のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(平成22年7月及び同年8月は16万円、平成23年1月及び同年6月は15万円)より低い額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録訂正は認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500054 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500024 号

第 1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成 22 年 9 月 1 日から平成 23 年 1 月 1 日までの期間、同年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から平成 24 年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 22 年 9 月から同年 12 月までの期間、平成 23 年 2 月から同年 5 月までの期間、同年 7 月及び同年 8 月の標準報酬月額を 14 万 2,000 円から 16 万円とし、同年 9 月から同年 12 月までの標準報酬月額を 11 万 8,000 円から 15 万円とし、平成 24 年 1 月の標準報酬月額を 11 万 8,000 円から 14 万 2,000 円とし、同年 2 月から同年 6 月までの標準報酬月額を 11 万 8,000 円から 15 万円とする。

平成 22 年 9 月から同年 12 月までの期間、平成 23 年 2 月から同年 5 月までの期間及び同年 7 月から平成 24 年 6 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 9 月から同年 12 月までの期間、平成 23 年 2 月から同年 5 月までの期間及び同年 7 月から平成 24 年 6 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 3 月 1 日から平成 24 年 7 月 1 日まで

私は、A社にB職として勤務していたが、同社で厚生年金保険に加入した平成 22 年 3 月 1 日から平成 24 年 7 月 1 日までに於いて、当該期間の標準報酬月額が実際の支給額より低い額で記録されているので、実際に即した標準報酬月額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間のうち平成22年9月1日から平成23年1月1日までの期間、同年2月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年9月1日までの期間については、事業主から提出された給与明細書（控）から、請求者は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額14万2,000円を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額より低い標準報酬月額16万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成22年9月から同年12月までの期間、平成23年2月から同年5月までの期間、同年7月及び同年8月に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、上記給与明細書（控）で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成22年9月から同年12月までの期間、平成23年2月から同年5月までの期間、同年7月及び同年8月は16万円とすることが必要である。

また、オンライン記録によると、請求期間のうち平成23年9月から平成24年6月までの期間の標準報酬月額については、当初、11万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成26年8月8日に、当該期間に係る平成23年分健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）がA社から年金事務所に提出され、これに基づき、当該期間の標準報酬月額は28万円と記録訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額28万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額11万8,000円と記録されている。

しかしながら、上記給与明細書（控）から、請求者は、平成23年9月から平成24年6月までにおいて、当初記録されていた標準報酬月額11万8,000円を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額より低い標準報酬月額（平成23年9月から同年12月までは15万円、平成24年1月は14万2,000円、同年2月から同年6月までは15万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、厚生年金特例法により、上記給与明細書（控）において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成23年9月から同年12月までは15万円、平成24年1月は14万2,000円、同年2月から同年6月までは15万円とすることが必要である。

なお、平成22年9月から同年12月までの期間、平成23年2月から同年5月までの期間及び同年7月から平成24年6月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は標準報酬月額の届出誤りを認めている上、

上記給与明細書（控）において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書（控）において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち平成22年3月1日から同年7月1日までの期間については、請求者は、当該期間に係る給与明細書等を所持していない上、当時、A社は法人設立の直後で、同社がC業務の公的資格を取得する前であったことから事業を行うことができず、請求者の勤務はなかったと回答していることから、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、記録訂正は認められない。

また、請求期間のうち平成22年7月1日から同年9月1日までの期間、平成23年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年6月1日から同年7月1日までの期間については、上記給与明細書（控）により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（16万円）、又は報酬月額（平成22年7月は12万5,895円、同年8月は10万2,227円、平成23年1月は7万円及び同年6月は14万2,738円）に見合う標準報酬月額（平成22年7月は12万6,000円、同年8月は10万4,000円、平成23年1月は9万8,000円及び同年6月は14万2,000円）のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成22年7月及び同年8月は16万円、平成23年1月及び同年6月は14万2,000円）よりも低い額又は同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録訂正は認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500048 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1500004 号

第1 結論

昭和 45 年*月から昭和 52 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年*月から昭和 52 年 3 月まで

私は、個人経営の店に勤務していたが、将来の生活保障は国民年金しかないと思い、20 歳になってから結婚するまで保険料を支払っていたが、加入記録を確認したところ、請求期間が未納となっている。

当該期間の納付状況等について証言してくれる友人に確認して記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における請求者の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和 52 年 10 月頃に A 市で払い出されたものと推認でき、この加入手続において請求者は 20 歳到達時に遡って国民年金被保険者資格を取得したと考えられるところ、請求期間のうち昭和 45 年*月から昭和 50 年 6 月までは、当該加入手続時点で国民年金保険料の納付に係る 2 年の時効により、既に保険料を納付することができない期間である。

また、請求者は請求期間中の保険料納付の方法について、集金人による納付、A 市内の支所窓口（あるいは支所内の金融機関窓口）での納付及び郵便局での口座振替による納付であったとしているが、請求期間のうち納付可能であった昭和 50 年 7 月から昭和 52 年 3 月までの保険料については、過年度保険料に該当し、現年度保険料と異なり請求者の主張する方法による納付はできない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料の納付状況について承知しているとする者に照会したが、同者からは納付が確認できる具体的な回答は得られなかった。

加えて、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びオンライン記録のいずれにおいても、被保険者資格取得日は昭和 45 年*月*日で一致しており、国民年金手帳記号番

号払出管理簿の調査や氏名検索を行ったが、請求者に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500057 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500016 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
A 社で臨時職員として勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録がないので、請求期間の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 44 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日までの 6 か月間、A 社において臨時職員として勤務していたと主張しているところ、請求者の請求期間に係る雇用保険の被保険者記録はなく、A 社は、請求者の在籍及び給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについて、「文書等が残っていないため、不明。」と回答している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に請求者の氏名は見当たらず、請求期間において、当該被保険者原票の「健保番号」に欠番はない。

さらに、請求者は、「臨時職員として採用された。一緒に採用された同僚は約 6 人いて、そのうち二人の名前を記憶している。」旨を陳述しているが、請求者が名前を記憶する二人については名字のみの記憶であり、当該人物を特定できない上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、請求期間に当該名字の同僚が厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない。

加えて、請求期間当時、A 社において厚生年金保険に加入記録のある同僚 15 人に文書照会したところ、11 人から回答があり、11 人全員が、「請求者を覚えていない。」と回答していることから、請求期間における請求者の勤務状況及び給与からの厚生年金保険料控除の有無が確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が

厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500034 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500018 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 47 年 12 月頃から昭和 51 年 8 月頃まで

私は、昭和 47 年 12 月頃から昭和 51 年 8 月頃まで A 社に正社員として勤務し、当該期間に支給された給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

厚生年金保険に加入していたのは間違いないので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

商業登記簿謄本により、請求期間当時、請求者が記憶する事業所の所在地に A 社が存在していたことが確認できる上、同社に勤務したとする同僚の陳述から、請求者は、請求期間のうち、少なくとも昭和 49 年頃から昭和 51 年 8 月頃まで同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所であったのは昭和 41 年 10 月 1 日から昭和 43 年 1 月 15 日までの期間であり、請求期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録から、前述の同僚は、請求者と一緒に A 社に勤務したとする期間において、国民年金に加入の上、国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、同社の元事業主及びその妻は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和 43 年 1 月 15 日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、当該喪失日以降の請求期間を含む期間に厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、A 社は、昭和 59 年 12 月 2 日に解散し、元事業主は既に死亡している上、元事業主の妻に対し請求者の請求期間における勤務実態及び給与から厚生年金保険料の控除の有無等に係る文書照会を行ったが回答は得られず、請求期間当時の厚生年

金保険の加入状況を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。